

情報提供

那医発第 72 号
令和 7 年 5 月 8 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。 ☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

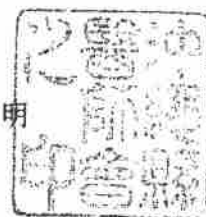
沖医発第 135 号

令和 7 年 4 月 30 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

副会長 平安 明



顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善についての周知の通知となっております。

オンライン資格確認等システムに関して、顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善が行われたとのことです。

今回の改善により、顔認証付きカードリーダーで何らかの事情で「顔認証」や「暗証番号」での本人確認ができない場合、医療機関職員が顔認証付きカードリーダーの画面を操作することで資格確認端末を操作することなく目視確認モードをご利用いただくことが可能となりました。

詳細については、別添をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

● 顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）

（令和 7 年 4 月 22 日（日医発第 179 号（情シ）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課：赤嶺

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

hokenka@okinawa.med.or.jp

日医発第 179 号（情シ）（保険）
令和 7 年 4 月 22 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムに関して、令和 7 年 4 月 6 日より、顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善が行われたとのことで、その周知依頼が厚生労働省より本会宛にまいりました。

今回の改善により、顔認証付きカードリーダーで何らかの事情で「顔認証」や「暗証番号」での本人確認ができない場合、医療機関職員が顔認証付きカードリーダーの画面を操作することで、資格確認端末を操作することなく目視確認モードをご利用いただくことが可能となりました。

目視確認モードをご利用いただくためには、事前に目視確認用パスコードを発行する必要があります。目視確認用パスコードの発行方法と目視確認モードの使用方法については、別添の資料をご参照ください。

なお、顔認証付きカードリーダーの画面に「職員用ボタン」を表示させるには、オンライン資格確認端末で初めて目視確認用パスコードを発行した後に、顔認証付きカードリーダーの再起動が必要となります。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）
- ・目視確認モードの改善概要
- ・【別紙】目視確認用パスコードの発行と利用手順

事 務 連 絡

令和 7 年 4 月 17 日

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 日本精神科病院協会

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善について（周知）

日頃より、医療保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

令和 7 年 4 月 6 日より、顔認証付きカードリーダーの目視確認モードの改善を行いました。

これ以降、顔認証付きカードリーダーで何らかの事情で「顔認証」や「暗証番号」での本人確認ができない場合、職員が顔認証付きカードリーダーの画面を操作することで、資格確認端末を操作することなく目視確認モードのご利用が可能となります。

目視確認モードをご利用いただくためには、事前に目視確認用パスコードを発行する必要があります。目視確認用パスコードの発行方法と目視確認モードの使用方法については、別添の資料をご参照ください。

今般の目視確認モードの改善について、貴団体におかれましても、関係者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

別添資料 目視確認用パスコードの発行方法等について

以上

目視確認モードの改善

顔認証がうまくいかない場合等の資格確認をスムーズに行えるよう、4月6日から目視確認モードの運用を改善。

医療機関・薬局のみさまへ

顔認証付きカードリーダーの目視確認モードが改善されました

何らかの事情で顔認証や暗証番号での本人確認ができない方に対してご利用いただく、目視確認モードについて、これまでは立ち上げる際に資格確認端末から操作が必要でしたが、顔認証付きカードリーダーの操作のみで利用できるように改善されました。

目視確認モードの使用場面

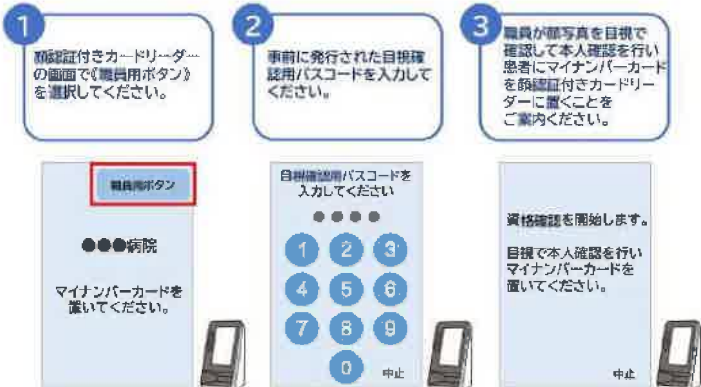
以下のような場合に、医療機関等の職員が顔認証付きカードリーダーを目視確認モードに切り替え、目視確認を行ってください。

- ・顔認証がうまくいかず、かつ患者本人が暗証番号を忘れてしまった(又は暗証番号を3回連続で間違えてロックがかかった)場合
- ・患者ご本人が認知症・障害等により、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- ・体調・状況が悪化して、顔認証や暗証番号の入力操作が上手くできない場合
- ・機械のトラブル等で顔認証や暗証番号の入力操作ができない場合



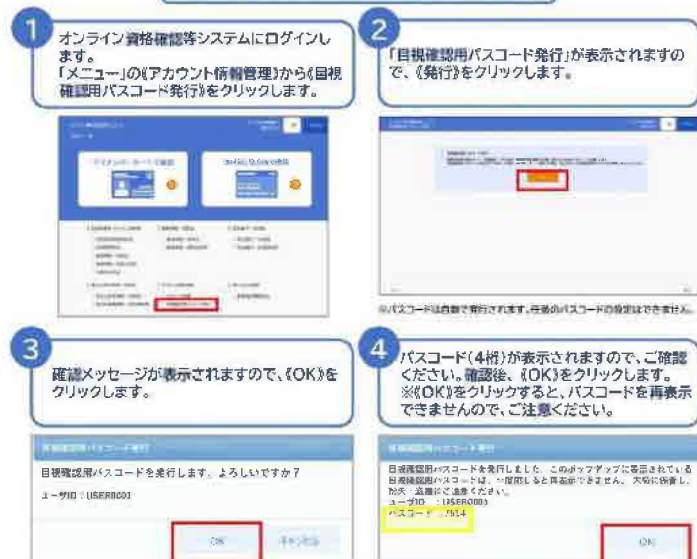
目視確認モード使用時の流れ

目視確認モードを使用するにあたり、事前にオンライン資格確認等システムのアカウントごとにパスワードの発行が必要になります。裏面の手順で設定してください。



③以降は通常どおりの同意画面に遷移します

目視確認用パスワードの発行方法



よくある質問

- Q. 目視確認用パスワードは、施設あたり1つの発行で良いですか？
- A. オンライン資格確認等システムのアカウントごとに4桁の目視確認用パスワードを発行する必要があります。レセコンの改修を行えば、レセコンからも目視確認用パスワードの発行が可能になります。
- Q. 目視確認用パスワードには、有効期限はありますか？
- A. 有効期限はありません。
- Q. 目視確認用パスワードを忘れてしまいました。どこかで確認できますか？
- A. 発行済パスワードの照会機能はありません。忘れた場合は、新しいパスワードでの再発行が必要です。

厚生労働省 Webサイト
(医療機関・薬局、
システムベンダー向け)



医療機関等向け
統合ポータルサイト



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

目視確認用パスコードを発行する

別紙



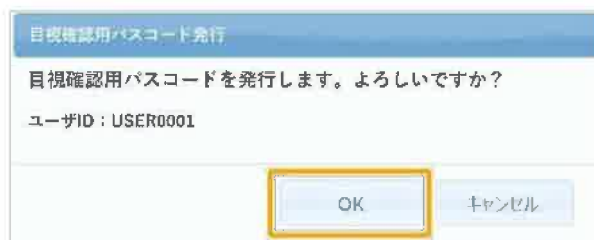
1 メニューを選択する

[メニュー]の《アカウント情報管理》から《目視確認用パスコード発行》をクリックします。



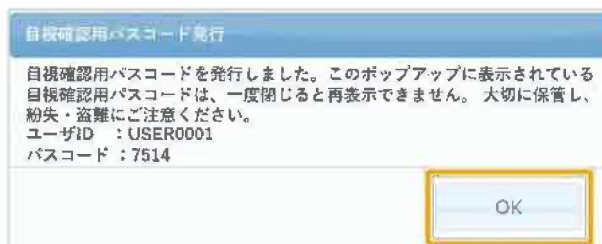
2 [目視確認用パスコード発行]が表示されます。

《発行》をクリックします。



3 [目視確認用パスコード発行]の確認メッセージが表示されます。

《OK》をクリックします。



4 [目視確認用パスコード発行]の完了メッセージが表示されます。

4桁のパスコードを確認後、《OK》をクリックします。

注意 目視確認用パスコードの発行は、オンライン資格確認システムで登録したユーザアカウント毎に発行されます。なお、発行済パスコードの照会機能はありません。紛失した場合は再発行が必要です。

また、目視確認用パスコードの有効期限はありません。

目視確認用パスコードを用いて目視確認モードを利用する



- 1 顔認証付きカードリーダーの初期画面で職員用ボタンをクリックします。



職員用ボタンは目視確認用パスコードが発行されている場合のみ表示されます。

医療機関等で初めて目視確認用パスコード発行を行った直後は、職員用ボタンが表示されていません。

職員用ボタンを表示させるためには、職員用パスコードの発行後に顔認証付きカードリーダーの再起動をする必要があります。



- 2 目視確認用パスコードを入力します。



- 3 マイナンバーカードの券面写真と患者の顔を確認し、目視で本人確認を行います。

資格確認を開始します。

目視で本人確認を行い
マイナンバーカードを
置いてください。

中止

マイナンバーカードをセットする

患者に顔認証付きカードリーダーに置いてもらいます。

4以降は、通常どおりの同意画面に遷移します

シカク イチロウ様
確認が完了しました。

5 処理完了メッセージが表示されます。